

平成31年第2回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年2月5日(火)
午前10時00分開会 午前11時30分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員12名)

1番 古川 憲吾	2番 河井 孝之	3番 中田 安義
4番 黒田 球貴	5番 中山 誠治	6番 岩木 國明
7番 梶原 安行	8番 岡 真由美	10番 木浦 紀幸
12番 山田 政則	13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀

(推進委員12名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	新竹 睦男	吉田 雅子
土谷 基治	三田 邦男	神鳥 正貴	正木 カズヨ	平尾 和彦
松井 祥壮	堀田 良昭			

4. 欠席委員(2名)

9番 是佐 恵美子 11番 槇本 健児 推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

7番 梶原 安行 8番 岡 真由美

6. 会議に出席した委員以外の者
なし

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局	事務局長	松田 成基
	局長補佐	齋藤 千文
	主 事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	次 長	佐藤 信治
	主 査	西田 昭子
(吉和支所)	専 門 員	西本 真
(大野支所)	主 査	小林 公明
(宮島支所)	主任主事	佃 雅文

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- (2) 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	それでは、平成31年第2回廿日市市農業委員会総会を開催いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員12名、欠席委員2名でございます。在任委員の過半数の委員が出席をされておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を申し上げます。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定によりまして、7番の梶原委員、8番の岡委員のご両名をお願い申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は2ページに総括表、3ページに内訳を載せております。位置図は1ページ、2ページになります。 番号42番、農地の所在は、津田字大別府で、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 面積は2筆で、1,246平方メートルで、利用目的は田です。 公告日から平成35年12月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号1番、農地の所在は、玖島字南川上で、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 面積は2筆で、2,096平方メートルで、利用目的は田です。 公告日から平成40年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。

	<p>いずれも、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>木浦委員さん。</p>
10番委員	<p>10番、木浦です。番号42番で、地図は1ページになります。場所は、地図右上の方位が書いてある所が佐伯中学校で、その下が県道になります。この地区は別府地域で、この近辺は比較的段差が少なく、農地の中心のなところになります。</p> <p>1月18日に河野会長さん、黒田委員さん、事務局2名、計5名で現場を見に行きました。現地は、既に荒起こしがされており、管理されています。</p> <p>利用権の設定者は、昨年まで、この設定者の兄が管理していたのですが、兄が亡くなられたため、弟に引き継がれることになりました。自宅も地図上の赤印の右下で、自宅も近く農地として管理されておりますし、問題ないと思います。</p> <p>ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
平尾推進委員	<p>推進委員の平尾です。1番についてご説明いたします。地図は2ページです。1月21日に梶原委員、事務局2名、私の4名で現地に行きました。場所は、玖島川上集落の中心部の県道脇とそこから2～300メートルほど先の山手西側の2カ所です。2枚とも圃場整備田できちんと管理されている状態でした。</p> <p>所有者の〇〇さんは、相続で取得し、現在、遠方に在住ということで、ご自身で管理するのは難しい状況です。今回、〇〇さんが無償で借りて、水稻栽培をされたいということです。〇〇さんは、宮内から通いでされるということですが、〇〇さんは、地元出身の方で、現在も地元で水稻経営をしています。今回の申請地に関しても適切に管理、耕作されるものと思われま。以上です。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明を受けましたが、これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。</p> <p>山田委員。</p>
12番委員	<p>1番の〇〇さんの経営面積の数字が違う様ですが、どうでしょうか。</p>

事務局	<p>そうですね、相続の関係で、経営面積を足したものに修正する必要があります。</p>
12番委員	<p>相続されたのなら経営面積の数字も違いますね。</p>
事務局	<p>そうです。修正します。</p>
議長	<p>他にございませんか。 意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p> <p>異議なしと認め、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は4ページに総括表、5ページ、6ページに内訳を載せております。位置図は3ページから6ページになります。 番号363番、農地の所在は、友田字法伝平で、登記地目は畑です。 関係者は、議案記載のとおりです。 権利の移転理由は、譲渡人は、遠方のため耕作が困難で、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるため経営規模を拡大するもので、無償の所有権移転です。 次に、番号364番、農地の所在は、玖島字壺町田日浦で、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 権利の移転理由は、譲渡人は、高齢のため耕作が困難で、譲受人は、農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。 次に、番号6番、農地の所在は、津田字中小原で、登記地目は田です。 関係者は、議案記載のとおりです。 権利の移転理由は、譲渡人は、市の道路整備事業により当該申請地が残地となったためで、譲受人は、市の道路整備事業により農地が減少したため新たに農地を求めるもので、有償の所有権移転です。 次に、番号11番、農地の所在は、友田字氏森で、登記地目は畑です。</p>

	<p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>権利の移転理由は、譲渡人は、仕事の都合により耕作が困難で、譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるため経営規模を拡大するもので、有償の所有権移転です。</p> <p>いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>363番を土谷委員さん、お願いします。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。363番について説明します。1月17日に河井委員、職員1名で現地調査を行いました。</p> <p>この農地は、昨年11月に申請されたのですが、登記の関係で遅れて今回になりました。前回総会で、譲受人が〇〇さんから譲り受けた農地の隣の場所です。この土地を農地にするにも水がなく、耕作が難しい場所ということですが、譲受人は、しきびを植えて農地のまま残したいということです。周辺農地への影響も無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。364番について説明します。1月18日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。譲受人、〇〇さんは、〇〇さんの子であり、現在、兼業で農業をしています。</p> <p>今回の申請は、母から後継者である子へ農業経営を引き継ぐために所有権の移転を申請されたものです。現地は、自宅前の県道に面したところで、県道を挟んだ反対側に位置しています。</p> <p>現場は、現在も菜園として耕作をされており、周辺農地への影響も考えられず、適切な所有権移転と考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>松井委員。</p>
松井推進委員	<p>津田地区推進委員の松井です。6番について説明します。</p> <p>この1月18日に、会長、黒田委員、事務局2名、私の5名で現地を調査しました。位置図は、5ページになります。この位置図の下に5ページとありますが、そこが佐伯支所の位置になります。中心部分に網掛けの赤い線がありますけれども、これが該当農地です。この真上に横断するように市道が通るということにな</p>

	<p>ります。従いまして、この市道の名称が、小原砂田線改良工事ということになっており、この改良工事に伴う所有権移転でございます。</p> <p>譲渡人は、道路改良により所有農地が分割され、120平方メートル余りが飛地として残地になり、譲受人は、道路改良により、所有地が減少することになります。この飛地は、譲受人自身の所有地に隣接し取得することで所有農地の管理が容易になることなどから所有権移転に至ったものです。現地調査の結果ではありますが、近隣の農地に影響はないと考えられます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、土谷委員、お願いします。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。11番について説明いたします。1月17日に河井委員、職員1名で現地確認に行きました。</p> <p>この農地は、〇〇さんが〇〇さんから譲り受けるということですが、この隣の〇〇さんは、畑を持っており、農作物を作っています。〇〇さんが譲り受けても、今後も〇〇さんの土地で野菜を作るということであり、周辺農地への影響もないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、地区担当委員の説明が終わりました。ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページから9ページ、位置図は7ページから11ページになります。</p> <p>番号366番、農地の所在は、原字半明原の第2種農地です。登記地目は畑で、面積は1筆で、171平方メートルの申請です。</p> <p>関係者は、議案記載のとおりです。</p> <p>転用理由は、庭敷地及び露天の資材置き場として利用するため</p>

の申請です。

次に、番号372番、373番については、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在は、原字森宗の第2種農地です。

登記地目は田で、面積は4筆で、1,098.91平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。

次に、番号7番、農地の所在は、玖島字小山根の第2種農地です。

登記地目は田で、面積は1筆で、1,411平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

次に、番号8番、農地の所在は、玖島字泉水の第2種農地です。

登記地目は田で、面積は1筆で、909平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

次に、番号9番、農地の所在は、原字森宗の第2種農地です。

登記地目は田で、面積は2筆で、246平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

転用理由は、資材置き場、事務所、駐車場として利用するための申請で、譲渡人の先代が農地転用の手続を行わずに使用していたもので、顛末書が提出されております。

次に、番号10番、農地の所在は、上平良字河野原の第2種農地です。

登記地目は田で、面積は1筆で、533平方メートルの申請です。

関係者は、議案記載のとおりです。

転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。

いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

沖村委員、366番ですね。

13番委員	<p>13番の沖村です。番号366番の説明をいたします。地図は7ページです。</p> <p>譲渡人が、譲受人に家を売りました。その一画になっています。譲受人の建物の敷地として利用されたまま、今に至っており、譲受人もそのまま家と一緒に庭敷地として使われます。何ら問題はないと思います。1月16日、岡村委員、事務局2名、私で現地調査に行きました。</p> <p>続けて、372番の説明をいたします。同じく1月16日、岡村委員、事務局2名、私で現地調査に行きました。地図は8ページです。</p> <p>372、373番の〇〇さんは、高齢で耕作継続が困難になり、数年前から休耕田になっています。地図の上側が少し濃くなっていますけれども、ここが前回、業者に売られて、今宅地14軒の宅地造成になっている所で、その隣接地になります。譲受人は、土地活用を図るため一緒に買われました。</p> <p>何ら問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>続きまして、7番、堀田委員。</p>
堀田推進委員	<p>推進委員の堀田です。7番、8番について説明します。まず7番について、地図番号は、9ページになります。1月18日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。譲渡人は、会社勤めで、農作業が十分できないことから、現状は休耕田になっています。今回、太陽光発電施設の設置を目的とする農地転用申請ですが、現地調査の時に施工業者の担当者と合流し、定期的な草刈りの実施や周囲へのフェンスの設置について実施する旨の説明を受けました。周辺農地への影響も考えられず、農地転用については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>続いて、番号8番について説明します。地図は10ページ、同じく1月18日、岩木委員と事務局2名と現地調査を行いました。譲渡人は、高齢のため十分な農作業が出来ないことから、現状は、休耕田になっています。前号と同じく、太陽光発電施設の設置を目的とする農地転用申請であります。施工業者の担当者が同じであったため、一緒に現地確認をし、定期的な草刈りの実施や周囲のフェンス設置について説明を受けました。</p> <p>いずれも、周辺農地への影響も考えられず、農地転用については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>沖村委員、お願いします。</p>
13番委員	<p>9番の説明をします。地図は8ページです。現地は、原の森宗で、譲受人は、県外にお住まいです。譲渡人が譲受人に借入金</p>

	<p>あり、その一部を所有権移転で払うということで、現状のまま利用するという事です。昔から家の横で事務所、倉庫、駐車場で利用しており、転用することに何ら問題ありません。顛末書も提出されています。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>続きまして、登委員さん。</p>
登推進委員	<p>推進委員の登です。是佐委員が欠席のため、代わって説明します。番号10番、地図は、11ページです。去る1月18日、是佐委員、事務局2名と一緒に現地を見て参りました。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子関係にあり、子の夫婦のために土地を提供して居住用の住宅を建築するという事です。土地の上の段と下の段があり、これを分筆して、下の段に家を建て、上の段は農地のまま残すという事です。周辺状況は、南側は、雑種地、砂置場で、北側は申し上げましたように農地で残し、その上は果樹用の苗木が植えてある畑でした。西側は、法面で管理されています。約5メートルの道路を挟んで3枚の農地があります。それから上は、駐車場等になっており、ここに家を建てても、周辺農地への影響は全くないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきました7件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願ひをいたします。新竹委員。</p>
新竹推進委員	<p>7番と8番の太陽光パネルの設置について、現地で草刈りをされるという説明を受けたとのことですが、草刈りでは間に合わないように感じました。周辺に迷惑かかるのではないかと思い、防草シートの設置について言うことはできないのでしょうか。</p>
議長	<p>現地調査のときに、業者との話で、防草シートの話は如何でしたでしょうか。草刈りを随時するという事でしょうか。</p>
堀田推進委員	<p>現場で担当者と話をしました。草刈りとフェンスは、責任を持って行うという事です。防草シートの話は出ていません。</p>
議長	<p>事務局、2～3年前にフェンスは義務づけられたかと思いますが、防草シートは、義務づけられていません。やはり、管理を十分にお願ひしなさいということなんでしょうか。</p>
事務局	<p>隣の農地に迷惑が掛かるかどうかというのもあるかと思いますが、草刈りだけではなく、防草シートもということは、現段階では言えません。許可する時点で、再確認のため、防草シートの設置を聞いていますが、防草シートが無ければ許可にならないということではありません。防草シートは、あくまでもお願ひです。</p>

議長	<p>各委員さんもお意見があろうかと思えます。今までに設置された太陽光についても隣の周辺農地などに迷惑をかけないように維持管理するという義務はあると思えます。当委員会としても、管理という観点から防草シートのお願いについて業者に話しをすることは適切のように思えます。</p> <p>今後のことと、この案件について事務局の話しでは、防草シートを設置しなくても維持管理、草刈りを随時して、近隣へ迷惑をかけなければやむを得ないということですが、各委員さんは如何でしょうか。</p> <p>最近、私は、いつも現場へ業者をお呼びしています。草刈りは必要なのですが、業者に防草シートをお願いしても、対応は業者それぞれです。事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>今はただお願いだけです。ガイドラインで、29年度頃からフェンス、表示、それと定期的に維持管理ができる業者を見つけなさいということになりましたが、防草シートは、義務規定になっていません。</p> <p>先ほども担当者が話したように、あくまでも農地転用という時点で、周りへの影響の有無で判断するしかありません。</p> <p>農業委員会は、太陽光施設の許可を出している機関ではありません。防草シートは、以前から委員の皆さんに協力を得ながら、周りに迷惑がかからないために防草シートをとという話はしていただきました。今言われたように、農業委員会が防草シートをしなければ許可を出さないというのは、現在の法の状況では、そのようになっていないので、そこはご理解ください。</p>
議長	<p>それは理解しています。事務局と私自身の意見が違うわけではありません。国の方針で自然エネルギー、再生エネルギーの活用というのはわかります。当初から言っておりますように、それは国の機関同士が十分話し合って、農地を守るという基本があるわけですから、当委員会としては、委員が現地を確認されたときに、業者に可能ならば防草シートの設置をお願いするぐらいの話はできるのではと思えます。今の法の中で義務づけることは出来ないというのを承知の上で、私が話をしたわけです。</p> <p>この今の案件について、他に意見がありますか。今、新竹委員から草刈りだけではなく防草シートはどうかという意見が出たので、あえて私言ったわけでございます。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>今の防草シートの件もですが、何年かたてばフェンスなどの周りも残地にもずっと雑草が生えるということです。その雑草が生えること自体あまり影響がないように思えるのですが、その雑草の種が近隣の田や様々な場所へ飛ぶようなことがあると、その場所に雑草がどんどん生えるということになります。何年もすれば、フェンス外へも雑草が生えてきているところは多くあります。</p>

農業委員会として農地転用の許可を出した後は、なかなか話をすることは難しいのではないかと思います。ただ、近隣へ雑草などの影響を及ぼすから防草シートを考えて下さいぐらいのことは、あくまでもお願いと言えのではないのでしょうか。

難しい面もありますが、所有者で雑草管理というものは徹底的にやってもらえるほうがありがたいと思います。

議長

ありがとうございました。

状況にもよりますが、お願いをする必要はあるのでしょうか。

議案 6 号につきましては、ほかにご意見ありませんか。

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、許可することに決定します。

先ほど、審議の中で言いましたように、やはり各委員さんも太陽光については、ある程度関心を持っていただいて、できるだけ農地に影響のないよう、周りの地域に迷惑をかけない範囲の中で現地調査等をして、業者と話し合いの時は、決して強制ではなくあくまでもお願いということで防草シートについてお願いをしたいと思います。

続いて、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告をします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、説明させていただきます。

議案書は 10 ページ、位置図は 12 ページから 14 ページです。

今月の報告は、12 月 11 日から 1 月 10 日までに受理した 3 件です。

議案の朗読は、省略させていただきます。

番号 368 番については、過去に転用届出済みです。

いずれも、書類審査後、地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。

以上で、報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、説明を終わります。

議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これにつきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>以上で、議事を終わります。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。次回の第3回農業委員会総会は、3月6日（水曜日）午前10時から、廿日市市役所の7階会議室で行います。</p>
----	--

(閉会 午前11時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（7番委員）

廿日市市農業委員会委員（8番委員）
